

一般社団法人京都電業協会 暴力対策協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人京都電業協会暴力対策協議会（以下「本会」という）という。

(構 成)

第2条 本会は、一般社団法人京都電業協会（以下「協会」という）の社員をもって構成する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、協会の事務局内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、暴力団員等による脅迫的・威圧的交渉等の不法行為を断固排除し、また、決意を内外に表明するため、その対策を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 暴力追放思想の啓発及び普及の徹底
- (2) 情報の収集と検討
- (3) 暴力追放の施策と活動の推進
- (4) その他、前条の目的達成のために必要な事項

(警察との連携)

第6条 本会は、京都府警察本部及び府内各警察署と連携を密にし、前条の事業を推進する。

第3章 役 員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 (協会会長を充てる。)
- (2) 副会長 若干名 (協会副会長を充てる。)
- (3) 専務理事 1名 (協会専務理事を充てる。)
- (4) 理 事 若干名 (協会常任理事を充てる。)

2. 役員任期等は、協会の定款に準ずるものとする。

(顧問及び相談役)

第8条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 前項の顧問及び相談役は、会長がこれを委嘱する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 専務理事は、会長及び副会長の命を受け、会務を掌理する。
4. 理事は、総会の議決に基づいて、本会の運営にあたる。

第 4 章 会 議

(会 議)

第 10 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2. 総会は、社員をもって構成する。
3. 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

(会議の開催)

第 11 条 総会は、通常年 1 回とし、5 月に開催する。

2. 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(会議の招集)

第 12 条 会議は、会長が招集する。

(会議の成立)

第 13 条 会議は、会員の過半数の出席をもって成立する。

(会議の議決)

第 14 条 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。

なお、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事録)

第 15 条 会議の議事については、協会の定める議事録に準じた内容による。

第 5 章 会 計

(経 費)

第 16 条 本会の事業推進に必要な経費は、協会が負担する。

(事業年度及び会計年度)

第 17 条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(準 用)

第 18 条 本会則に定めのない事項については、協会の定款を準用する。

附 則

1. 本会則は、平成 17 年 7 月 29 日から施行する。